

様式第 1 号（第 4 条関係）

審議会等設置状況

（ 令和 7 年 4 月 1 日現在 ）

審議会等の名称	伊万里市民賞表彰審査委員会
設置の根拠	伊万里市民賞表彰要綱
設置の目的	産業、スポーツ等の様々な分野において優秀な成績を収め、市民に明るい希望と活力を与えるとともに、本市の名声を高めることに顕著な功績があった者に対し、伊万里市民賞を与えるため
設置年月日	平成18年1月16日
委 員 数	6 人
委員の任期	2 年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
委 員 名 簿	※別紙（様式第 1 号の 2）
所 管 課	総務部秘書課秘書係（電話番号0955-23-3390）

様式第1号の2（第4条関係）

委員名簿

(五十音順・敬称略・会長◎・副会長○)

[illegible]

伊万里市民賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業、スポーツ等の様々な分野において優秀な成績を収め、市民に明るい希望と活力を与えるとともに、本市の名声を高めることに顕著な功績があった者に対し、伊万里市民賞を与えることについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 伊万里市民賞の表彰は、次の各号のいずれかに該当する本市住民若しくは本市出身者又は本市に所在する団体に対して行うものとする。

- (1) 全国規模以上の展覧会、コンクール等で最高位又はこれに準ずる成績を収めた者
- (2) 全国規模以上の各種競技会等で優勝又はこれに準ずる成績を収めた者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の名声を高めることに顕著な功績があったと市長が認める者

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は、次条に規定する伊万里市民賞表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て市長が決定するものとする。

(審査委員会)

第4条 伊万里市民賞の表彰について審査するため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、委員6名以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 伊万里市文化連盟の代表者
 - (2) 伊万里市スポーツ協会の代表者
 - (3) 伊万里商工会議所の代表者
 - (4) 伊万里市農業協同組合の代表者
 - (5) いまり女性ネットワークの代表者

(6) 副市長

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 7 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 8 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 9 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 10 審査委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 11 委員は、自己に関する案件の審議に加わることができない。

(書面開催)

第5条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面開催の方法により審査委員会を開くことができる。

- (1) 表彰候補者が第2条第1号又は第2号に該当する場合において、次のア又はイを満たすことが明らかであるとき。

ア 主催者が指定する予選会を勝ち抜き、又はあらかじめ設定された参加標準記録を上回り、全国、九州若しくは県下の関係団体から全国、九州若しくは県代表者として推薦され出場する者

イ 全国規模、国際規模で広く参加者を募り、国、地方公共団体、財団法人、報道機関その他公益性が認められる団体が主催、共催又は後援するコンクール等で、予選会、審査会等を経て最終選考される者

- (2) 感染症のまん延防止その他の理由により、一定の場所に参集して審査委員会を開くことが適当でないとき。

2 委員長は、書面開催の実施にあたり、回答期限を指定し、次の各号に掲げる資料を委員に送付するものとする。

- (1) 審査の内容を明らかにした審査書

(2) 審査に対する委員の意見又は賛否を明らかにするための表決書

(3) その他書面開催の実施に必要な資料

3 書面審査は、1 審査ごとに賛否を明らかにするよう実施し、委員の署名がないものは無効とする。

4 第2項の回答期限内に、委員の過半数からの書面による回答が得られなければ審査委員会の審査結果とすることができない。

5 前項の規定による審査の方法は、前条第10項の規定を準用する。この場合において、前条第10項中「出席」とあるのは、「書面により回答した」と読み替えるものとする。

6 委員長は、書面開催の審査結果を全委員に報告しなければならない。

(表彰の方法)

第6条 被表彰者には、表彰状及び記念品を授与する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、随時行う。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、総務部秘書課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成18年1月12日告示第2号)

この要綱は、告示の日から施行する。なお、平成17年度から適用する。

附 則 (平成19年9月3日告示第96号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年11月25日告示第227号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年1月31日告示第7号)

この要綱は、告示の日から施行する。